

令和6年度南富良野大乘会事業計画書

1. 基本理念

職員は、すべての人々が手に手を取って助け合い、ともに生きる「大乘の心」を育てるとともに、ご利用者の希望・成長（自立）・幸せのために、地域における人々の和と輪を大切にしながら、限らない福祉の心の広がりを求めていきます。

2. 基本方針

社会福祉法人南富良野大乘会は、地域のニーズに応じた地域福祉と包括的ケアを基本に、障がい者福祉及び高齢者福祉において、コンプライアンスとガバナンスの強化を図りつつ、社会福祉法人としての機能を十全に果たすとともに、南富良野町で地域に根ざした福祉の核として各種事業を推進してまいります。

近年の日本社会は、世界的に見ても急速な少子高齢化が進行しており、生産年齢人口の減少により、労働需要に対する人材不足、医療・介護費の増大で社会保障費の給付と負担のバランスが崩れて、社会・経済的な課題が深刻化しております。

こうした状況の中で法人は、ご利用者の生活・事業継続に向けたエネルギーコストの上昇及び物価高対策に対応するとともに、物価高騰に伴う公務員等の初任給の改正があったことから職員の処遇においては、令和6年の報酬改正の制度改正において処遇改善が図られることを受けて、国が実施する処遇改善加算を取得し、職員処遇の改善・向上を図ります。

また、福祉を担う人材確保においては、今年度も積極的に特定技能実習生や外国人留学生の活用を推進するとともに、南富良野町とタイアップした奨学金返還支援事業及び地域おこし協力隊の派遣事業を活用することを講じて人手不足の解消に努め、人材不足による福祉サービスの質の低下がないように各種事業を展開していきます。

つきましては、令和6年度の重点事項について、次のとおり取り組みます。

- (1) 法人の高齢者及び障がい者の各種福祉サービス事業については、町内外のニーズと各事業所に見合った適正な利用者数を検討・把握し、法人事業の経営安定化に努めます。
- (2) 大乘会高齢者事業部門は、特に人材不足に陥って事業運営は大変に厳し現況であることから大乘会高齢者事業改革推進協議会の意見を受けて、特別養護老人ホームふくしあ及び一味園を統合計画に沿って推進し、早急に経営の安定化を進めます。
- (3) 法人の施設整備事業については、中期施設整備事業計画を基本として各種補助金等の活用を図り、施設・設備整備と保安全管理を進め、ご利用者の生活環境の向上に努めます。
特に、特別養護老人ホーム一味園については、老朽化整備と耐震化の設備整備が急務であることから、改築に向けての検討を進めるとともに、南富良野町と協議・検討上を実施設計及び国庫補助金に係る協議書の申請等を進めます。
- (4) 本年度は介護報酬及び障がい福祉等サービス報酬が改正されることから、新報酬体系に沿った運営事業と各種加算制度に対応する体制整備を図り、適正な報酬請求事務を進めるとともに、職員の処遇改善（賃金向上）に取り組みます。
- (5) 職員の確保については、就活サイトや人材紹介会社等を活用して福祉にマッチングした人材を確保するとともに、各福祉系大学・専門学校、高校との連携を図り、多種多様な学生等の採用に努めます。

また、外国人雇用については、南富良野町の協力を得て、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会の留学生の受け入れを継続するとともに、新たに特定技能実習者を雇用し、法人各事業所の人員配置に努めます。

- (6) 新型コロナウイルスをはじめとする感染症については、基本的な感染防止策を講じ、法人各事業所内にウイルスを持ち込まない・広めないことに努め、法人職員には行動指針による感染予防の協力を徹底するとともに、各種研修や事業所間の情報を共有して予防対策を講じます。
- (7) 制度改正及び労働管理については、社会保険労務士や経営コンサルティング会社と連携を強化し、諸規程や各種関係書式の見直しを行うとともに、労働関係制度の改正に伴う手続きを迅速に行うことで、職場環境の改善や働き方改革を積極的に取り組みます。
特に、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を周知し、職員の仕事と私生活(ワークライフバランス)の調和を図ります。
- (8) 権利擁護事業では、ご利用者への不適切行為と苦情については、職員個々の資質が求められることから、法人虐待防止マニュアル等に沿ってご利用者の権利・擁護を遵守し、ご利用者やご家族の意向に寄添った支援・介護を実践するとともに、研修会等に参加することで、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

3. 管理運営

(1) 役員、評議員

① 理事・監事

- ・定数 理事6名、監事2名
- ・任期 令和5年6月27日から令和7年度定時評議員会の終結まで(2年間)

② 評議員

- ・定数 7名
- ・任期 令和3年6月25日から令和7年度定時評議員会の終結まで(4年間)

(2) 理事会開催予定

- | | |
|---------------|----------------------|
| ① 第1回理事会(6月) | 前年度事業報告、決算報告の審議 |
| ② 第2回理事会(9月) | 事業の中間報告、補正予算等の審議 |
| ③ 第3回理事会(12月) | 事業の中間報告、補正予算等の審議 |
| ④ 第4回理事会(2月) | 補正予算、事業の報告、人事等の審議 |
| ⑤ 第5回理事会(3月) | 新年度事業計画(案)、予算(案)等の審議 |
- その他必要に応じて、随時開催します。

(3) 評議員会開催予定

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 第1回評議員会(6月定時) | 前年度事業報告及び決算報告等の審議 |
| ② 第2回評議員会(3月) | 新年度事業計画(案)、予算(案)等の審議 |
- その他必要に応じて、随時開催します。

(4) 監査の実施

- | | |
|--------------|------------------|
| ① 第1回監査(5月) | 前年度の決算監査 |
| ② 第2回監査(8月) | 4月から6月までの事業等の状況 |
| ③ 第3回監査(12月) | 7月から9月までの事業等の状況 |
| ④ 第4回監査(3月) | 10月から1月までの事業等の状況 |

(5) 評議員選任・解任委員会

① 委員定数 3名

- ・任期 令和3年6月25日～令和7年度定時評議員会の終結まで
- 評議員の選任、解任等については、必要状況に応じて開催します。

(6) 経営会議

- ① 毎月1回定期開催します。
- ② 理事長及び各事業所管理者で構成し、法人・各事業所の事業運営状況の報告・必要な協議・検討を行います。
- ③ 理事長が毎月1回程度の決裁・報告日を設定し、法人業務の円滑化を図ります。

(7) 運営会議

- ① 毎月1回定期開催します。また、臨時的にも開催します。
- ② 各事業所管理者等で構成し、法人・各事業所の運営状況や課題を整理するとともに、法人全体の連携と情報共有を図り、課題事項の協議と検討を行います。

(8) 職員体制

- ① 各事業所間での連携を図った効果・効率的な職員配置と事業運営で進めます。
- ② 人事考課制度の活用で人事管理及び職員の育成研修を進めるとともに、キャリアパスとスキルアップの構築を図り、福祉・介護職員の処遇改善等に努めます。
- ③ 多様な職員の活用を図ることから、研修体制においてはオンライン研修等を活用して専門性を図ります。

(9) 財務、会計管理

- ① 社会福祉法に基づいた法人経理規程に沿って会計処理等を適正に執行するとともに、会計コンサルタントの事務指導を受けて、各事業所の予算・会計管理と効率的で効果的な財務管理を行います。
- ② 各事業所は、適正なサービス事業収入と最大限の加算及び補助金等の活用に努めるとともに、エネルギーコスト上昇及び物価高騰に伴う費用の節減と見直しを進めます。また、地域福祉の向上につながる公益的な社会貢献活動の推進に努めます。
- ③ 南富良野大乘会の事業所が一体となった経営・事業運営を行い、安定性のある事業経営が推進されるよう予算管理と会計処理を進めます。

(10) 労務管理

- ① 社会保険労務士の指導と情報提供を受けて、労働基準法に基づく労務管理を適正に執行するとともに、コンプライアンスの強化を図ります。
- ② 職員の健康管理や福利厚生の実施に努め、働きやすい労働環境を確保するとともに定着化の向上に努めます。

4. 高齢者事業の運営検討について

特別養護老人ホームふくしあ及び一味園の運営は、極めて厳しい経営状況であり、抜本的な改革・見直しを図る必要であることから、次の事項を重点に改革推進協議会での協議を進め、理事会、評議員会の意見を踏まえて、将来にわたる法人の適正な経営と安定化を推進します。

- (1) ふくしあ・一味園の統合移行計画について適正な運営に向けて進めます。
- (2) 高齢者事業統合後の施設休止費用及び休止後の活用計画について協議を進めます。
- (3) 老朽化に伴う一味園の建物及び設備の更新について、改築に向けての検討を進めるとともに、実施設計及び国庫補助金に係る協議書の提出を進めます。
- (4) 職員の求人活動と雇用等の強化を図ります。
- (5) 法人の障がい者施設運営では職員数に見合った利用者数を検討するとともに、高齢化が進んでいるご利用者の特別養護老人ホーム移行計画を検討します。
- (6) 南富良野町民の高齢者福祉の充実化と法人職員が安心して生活ができる環境について、検討を進めます。

5. 役職員等研修の実施について

法人経営と法人福祉サービス事業の推進と多様化している福祉サービスのニーズに対応するための研修を、北海道社会福祉協議会等の外部研修会に参加するとともに、法人事業が充実・発展するために先進法人等の視察研修の実施を適宜開催します。

6. 法人職員の人材確保と定着対策について

安定した法人の事業運営を図るためには、各事業に見合った人員配置と専門的で質の高い職員体制を維持することが必要であります。また、法人の事業所が一層に働きやすさと働きがいのある職場環境となるように、次の事項を重点に人材確保対策を展開します。

- (1) 南富良野町及び南富良野町社会福祉協議会並びに南富良野大乘会の三者による「福祉担い手会議」を行い、情報交換・連携を図り福祉人材確保に努めます。
- (2) 新卒学生の確保は、求人就活サイトを活用するとともに各学校と情報提供を密に行い、職場ガイダンスや企業説明会等には積極的に参加し、多様な人材を確保ができるように努めます。
- (3) 外国人留学生等の活用については、東川町外国人介護福祉人材育成支援協議会、北海道福祉教育専門学校との連携・協力体系を図り、外国人留学生の雇用についても積極的に進めるとともに、特定技能実習者の雇用を進めます。特に、本年度も東川外国人介護福祉人材育成協議会による旭川福祉専門学校介護科留学生の採用が決定していることから、福祉・介護サービスの向上に係る研修体制と南富良野町で安心して生活できるよう生活環境を含めた受入サポート体制の強化に努めます。
- (4) 法人独自による施設見学会やホームページ等を活用し、介護・福祉のしごとの魅力を伝えるとともに、南富良野町の地域リソースをPRし、入職後のミスマッチをなくし、職員の定着率のアップを図ります。
- (5) 有料職業紹介斡旋事業についても活用を図り、特に、潜在的有資格者の採用について進めます。また、北海道外からの移住者支援事業についても、各種事業所登録を行うとともに、南富良野町と情報交換を行い、幅広い求人活動を展開します。
- (6) 国の介護・福祉職員処遇改善加算を取得し、職員の賃金と処遇向上に努め、人材の確保と定着化を図られるよう事務処理を進めます。
- (7) 修学資金貸付金の対象者を拡充し、栄養士を目指す学生を追加したことに伴い、採用困難職種である管理栄養士・栄養士が円滑に採用ができるよう努めます。
- (8) 南富良野町様のご協力による介護福祉士の派遣事業を受けて、高齢者事業所での活用を図ります。
- (9) 南富良野町とタイアップした、町施策の奨学金返還支援事業及び地域おこし協力隊事業をガイダンスやパンフレット等で広報し、活用することで人材確保を図ります。
- (10) 有期労働者から正規職員及び準職員へのキャリアアップを一層進めるため規程を整備するとともに、シニア層の就労希望者の活用を促し、潜在的有資格者及び特定の技能を持った人材職員の採用にも努めます。
- (11) 人事考課制度は、職員のキャリアアップを構築する上でも一層に活用を図り、職制に応じた研修を開催するとともに、職員の能力開発と育成に努めます。
- (12) 内部研修や外部研修を行い、福祉サービスに携わる職員としての専門性の向上と倫理観の向上に努めます。
- (13) 法人職員からの人材情報を収集し、法人職員として就労に結び付く活動を一層に進めます。

7. 法人職員交流事業の継続について

社会福祉法人南富良野大乘会が、南富良野町内で各種福祉サービス事業を発展充実化するには、法人全職員の健全な心と体が基本であることから、スポーツ等を通じた大乘会職員交流会を実施し、職員の健康管理の助長と法人職員間の情報・交流を図ります。

8. 法人の地域貢献事業について

社会福祉法人は、地域社会において有益な活動が求められており、特に、公益的な貢献事業は、地域共生社会の実現に向けて法人・施設が地域の実情に応じた活動に努めます。また、南富良野町と金山地区の災害時における避難場所の設置運営協定に基づき、地域住民の避難場所として「ふくしあ」の提供・協力を図ります。

9. 虐待の防止対応について

- (1) 各事業所では、虐待防止対策委員会等の運用により、常日頃より事業所内の介護・支援業務の検証を行い虐待防止に努めます。
- (2) 虐待防止法や法人虐待対応規程等に基づき、虐待防止責任者等を中心に議論を深め、困難事例においては、ケースカンファレンスを適時実施し、適切な支援・介護サービスを行います。
- (3) ご利用者の人権・尊厳を守るための権利擁護に関する内・外部研修は、積極的に参加を進めます。

10. 安全・衛生管理・感染症対策について

職員は、常に事故防止と感染症予防に努め、ご利用者の安全確保と健康管理を次のとおり推進します。

- (1) ご利用者の介護・支援での事故等を未然に防止する対策を図るとともに、事故発生時は適切な対応を行うとともに、再発防止に向けての対策処置を図ります。
- (2) 施設内外の環境衛生に努め、ご利用者・ご家族・来訪者等のご理解とご協力の下で、感染症と疾病発症の予防対策を図るとともに、職員への衛生教育を行い、衛生設備の整備を進めます。
- (3) 新型コロナウイルスやインフルエンザを始めとした感染予防対策においては、職員行動指針等に基づいた対策を講じるとともに、法人事業所間の情報の共有を徹底し、職員や家族等の協力と理解を受けて、より一層の予防対策を図ることともに、感染症対策用品の整備と備蓄にも努めます。
- (4) 新興感染症の発生時等に伴い、感染者の対応を行う協定締結医療機関との連携体制の構築を図ります。
- (5) 法人職員は、公私ともに交通ルールを遵守した交通安全運転に努めるとともに、交通安全運動活動にも参加し、無事故無違反の意識向上に努めます。

11. 災害への対応について

各種災害時には、ご利用者の安全確保を第一に取り組み、各事業所においてはマニュアルに沿って安心して通常の生活ができるように対策を講じるとともに、防災関連設備の整備と点検を進め、南富良野町防災係と連携して災害マニュアルと業務継続に向けた計画（BCP）の適宜見直しを図ります。

また、社会福祉法人富良野あさひ郷との災害等協定に基づき非常災害時のご利用者の避難等について協力体制を継続・推進します。

なお、各事業所では、避難訓練と防災訓練を適宜実施し、職員やご利用者が緊急時に備えた防災意識の向上に努めます。

12. 大乘会職員研究発表会について

ご利用者サービス支援・介護技術の向上と事業所運営の発展を図るために法人職員の研究発表会を開催し、職員個々の専門性と資質の向上を図り、各事業所のご利用者サービス提供の向上に努めます。

13. 情報公開・開示について

社会福祉法では、法人経営の透明性を図ることが謳われています。このことからホームページ及びSNS並びに法人の各種広報誌を活用して、各事業所の活動や財務状況、求人情報等について次のとおり情報を発信します。

(1) 広報誌の発行について

大乘会通信や事業所の広報誌を定期的に発行し、ご利用者の家族・地域・関係機関等に情報を発信します。

- (2) 法人ホームページ等の活用について
- ・ 事業内容や財務諸表等の各種情報を公開します。
 - ・ 人材確保に繋がる有効な媒体として効果的に求人に関わる情報を発信します。
 - ・ ネットショッピングを活用して授産製品の販路拡大を進めます。
 - ・ 若者をターゲットとして、スマートフォンの活用・対応を推進します。
- (3) SNS の活用について
- 今日の大きな情報発信機能として SNS（情報通信）を活用し、定期的に各事業所の行事や特色と日々の活動内容について発信します。

14. 苦情の対応について

各事業所での安心・安全なサービス提供においては、ご利用者のご家族の立場に沿った業務内容と生活環境等について随時見直しと改善を図ります。

また、苦情等に対しては法人の苦情解決規程及び虐待防止対応規程並びにマニュアルに基づき迅速に対応し、所要の処遇改善と職員の教育・指導を速やかに行います。

15. 個人情報保護等の遵守について

個人情報等の取扱いは、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、法人の就業規則等に基づいて適正に管理・保管及び情報保護に努めるとともに、各規程の見直しを進めます。

社会福祉法人 南富良野大乘会
令和6年度 年間主要行事予定計画書

月 日		法人事業	事業所行事	その他
4月	1日	辞令交付式・新年度体制		
5月	中旬	法人監事決算監査(2日間) 第1回大乘会施設見学会		
6月	中旬	第2回大乘会施設見学会		
	下旬	第1回理事会(決算理事会) 定時評議員会(第1回評議員会)		
7月	日		大乘会スポ・レク交流会	
	未定	役員等先進施設等視察研修 第3回大乘会施設見学会		金山神社祭
	日			かなやま湖水祭り
8月	日		ふくしあ夏祭り	
	上旬	法人監事定例監査(2日間) 第4回大乘会施設見学会		
	下旬	大乘会職員交流会		
9月	日		大乘会ふれあいフェスタ	
	中旬	第5回大乘会施設見学会		
	17日			幾寅神社祭
	未定		ふくしあ・一味園敬老会	
	下旬	第3回理事会		
10月	上旬	最低賃金見直し(予定)		
	中旬	第6回大乘会施設見学会		
	下旬	ねむの木学園視察	ねむの木学園視察(運動会)	
11月	上旬	第7回大乘会施設見学会		
12月	3~9日		障がい者週間事業	
	上旬	道社協役員専門研修		
	中旬	法人監事定例監査(2日間)		
	未定	第4回理事会		
1月	上旬	新年挨拶		
2月	上旬	新採用職員オリエンテーション		
	中旬	法人研究発表会		
	未定	第5回理事会		
3月	上旬	大乘会人事内示		新年度求人活動開始
	上旬	法人監事定例監査(2日間)		
	下旬	第6回理事会 第2回評議員会		
その他	年間	運営・経営会議(毎月初)		
	毎月	理事長運営決裁(毎月末)		
	随時	その他事務打合せ(随時)		

※ 事業実施日は、変更が生じる場合があります。

(社福) 南富良野大乘会本部組織機構図

役員任期 : 令和5年6月27日~令和7年度定時評議員会終結
 評議員任期 : 令和4年6月25日~令和7年度定時評議員会終結

評議員選任・解任委員任期 : 令和4年6月25日~令和7年度定時評議員会終結

